

## 委員会提出議案第6号

軽度外傷性脳損傷に係る周知及び労災認定基準の改正等を求める意見書

軽度外傷性脳損傷は、転倒や転落、交通事故、スポーツ外傷などにより、頭部に衝撃を受けた際に脳が損傷し、脳内の情報伝達を担う「軸索」と呼ばれる神経線維が断裂するなどして発症する疾病です。

その主な症状は、高次脳機能障害による記憶力・理解力・注意力の低下を始め、てんかんなどの意識障害、半身まひ、視野が狭くなる、匂いや味が分からなくなるなどの多発性脳神経まひ、尿失禁など、複雑かつ多様です。

しかしながら、軽度外傷性脳損傷は、受傷者本人から様々な自覚症状が示されているにもかかわらず、MRIなどの画像検査では異常が見つかりにくいいため、労働者災害補償保険（労災）や自動車損害賠償責任保険の補償対象にならないケースが多く、働くことができない場合には、経済的に追い込まれ、生活に窮することもあるのが現状です。さらに、本人や家族、周囲の人たちも、この疾病を知らないために誤解が生じ、職場や学校において理解されずに、悩み、苦しむ状況も見受けられます。

世界保健機関（WHO）においては、外傷性脳損傷の定義の明確化を図った上で、その予防措置の確立を提唱しており、我が国においてもその対策が求められるところです。

よって、国においては、以上の現状を踏まえ、以下の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望します。

- 1 軽度外傷性脳損傷について、国民を始め、医療機関、教育機関等に対し、広く周知を図ること。
- 2 業務災害又は通勤災害により軽度外傷性脳損傷となり、後遺障害が残存した労働者に対して、労災保険給付の障害（補償）年金が支給されるよう、労災認定基準を改正すること。
- 3 労災認定基準の改正に際し、他覚的・体系的な神経学的検査法など、画像検査に代わる軽度外傷性脳損傷の判定方法を導入すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年7月11日提出

さいたま市議会保健福祉委員会

委員長 井上伸一